

現行計画（滋賀県教育振興基本計画）の進捗状況について

I 総括

滋賀県では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 21 年 7 月に「滋賀県教育振興基本計画」（計画期間：平成 21 年度～平成 25 年度）を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」を教育の基本目標とし、「子どもたちの『生きる力』を育む」、「社会全体で子どもの育ちを支える」、「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」という 3 つの観点を中心に教育施策を進めてきました。

「子どもたちの『生きる力』を育む」という観点からは、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むことを重点に据え、少人数学級編制の実施や学校給食における地場産物の使用等の施策に加え、職場体験を行う中学生チャレンジウィークやびわ湖フローティングスクール事業等、体験を通じた学びにかかる施策などを展開してきました。

「社会全体で子どもの育ちを支える」という観点からは、「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図り、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進める施策を実施しました。

「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」という観点からは、県民一人ひとりが生涯を通して主体的に学び、学びの成果を自らの生活や仕事に活かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築くことを目指し、学習情報の提供や学習相談の充実、県内の図書館のネットワークの充実などの施策実施により、県民の生涯学習支援に努めました。

これらの施策のうち、成果指標・事業目標として掲げている 28 の項目中、平成 24 年度実績ベースで約 8 割が A 評価※と、基本目標の達成に向けて一定の成果を上げています。

しかし一方で、未だ達成できていない課題が残るほか、この間の大きな社会変化等を受け新たに発生した課題も多く存在します。今後もさらに、子どもたちの「生きる力」を育むための取組や子どもの育ちを支える取組、生涯学習社会づくりに向けた取組を進めていく必要があります。

※A……年度目標達成 or 最終目標に向け数値改善 or 数値維持(最終目標が現状維持)

B……年度目標未達成 or 前年より数値悪化 or 数値に改善がみられない

N……実績値なし・集計中

Ⅱ 柱ごとの総括

1 子どもたちの「生きる力」を育む

1 「確かな学力」を育む

1 施策の展開と課題

(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施 <教職員課、学校教育課>

- 35 人学級編制の対象学年の拡大（小学校 1～2 年生、中学校 1 年生。小学校 3 年生、小学校 4～6 年生のうち 1 学年と中学校 2～3 年生で少人数指導との選択）や少人数指導の実施を行うことにより、きめ細かな指導に向けた教育環境の充実を図ってきました。小中学校全学年の 35 人学級編制の実施に向けた検討や、国へ学級編制の標準の引き下げによる教職員配置の充実を働きかけていく必要があります。
- 幼稚園の教育課程の充実および幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続について、研究とその成果の普及に努めたことで、改善が進んでいます。今後も幼小の接続期における教育課程の改善について、具体的な取組実施に努める必要があります。
- 「滋賀県確かな学力向上プラン」を策定し、各教科等において思考力・判断力・表現力を育むため、言語活動の充実とその評価に取り組んできました。同プランでは、共通テーマにかかる課題を、小・中を通し、それぞれの教育段階に応じた形で実践するとともに、地域全体で児童生徒の学力向上を図るという視点から、学習支援活動の推進も行ってきました。また、事業の実施にあたっては、県教育委員会、市町教育委員会、推進校が役割を明確にして共通実践を行いました。これらの取組を通じて、児童生徒の学力の向上が図られてきました。各機関や校種間のつながりを一層重視してこれらの取組をさらに進め、学校改善・授業改善に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 高等学校においても、分割授業やチームティーチング等の導入や学校独自科目（学校設定科目）の設置など、工夫改善を進めています。今後も優れた実践例の共有を図りながら、それぞれの高校が特色を生かした指導改善を進めていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・ 35 人学級編制の対象学年の拡大（小学校 1～2 年生、中学校 1 年生。小学校 3 年生、小学校 4～6 年生のうち 1 学年と中学校 2～3 年生で少人数指導との選択）（平成 25 年度～）
- ・ 「学びの芽生え育み事業」の実施（平成 22 年度～）
- ・ 「滋賀県確かな学力向上プラン」の策定（平成 21 年度）
- ・ 言語力アップ推進事業の実施（平成 22 年度～平成 24 年度）
- ・ 学力向上アプローチ事業の実施（平成 25 年度～）
- ・ 県立高等学校学力向上・評価研究指定校事業の実施（平成 25 年度～）

(2) 課題解決的な学習や探究的な学習の充実 <学校支援課、学校教育課>

- 総合的な学習の時間や特別活動等が、学校生活全体を通じた豊かな人間性、社会性、「生

きる力」の育成につながっています。各学校がより一層充実した学習活動を実現できるよう、今後も指導計画の作成や、地域の施設・人材の活用等について支援し、学校と連携して取組を進めていく必要があります。

- 高等学校では、高大連携による研究活動や、地域企業等と連携した商品開発、インターンシップなどの取組等を継続的に実施することにより、生徒の課題解決的能力の向上を図っています。今後も、各機関と連携しながら探究的な学習の充実を進めていく必要があります。
- 特別支援学校では、主体的に問題解決に取り組む資質や能力を育成すること等を目標に、芸術や進路学習等において社会人講師を活用し、その経験や専門性を生かした学習活動をすすめています。また、総合的な学習の時間では、栽培活動や地域交流など、各学校での工夫した活動が充実してきています。今後も個々の障害に応じて課題設定を行い、主体的に課題解決できるように教育内容の充実を図る必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・ 県立学校学習活動支援事業の実施（社会人講師の招聘、課題研究の推進、総合的な学習の時間の実施支援）

(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり <学校支援課、学校教育課>

- 確かな自己実現支援事業による体験的・問題解決的な教育活動や、アクティブハイスクール支援事業による特色ある学校づくりや体験活動により、各学校の特色を生かした魅力と活力ある学校づくりが進められています。今後も引き続き事業を推進し、各学校において生徒満足度の高い体験を伴う活動を増やす等、取組内容を一層充実させる必要があります。
- 中高一貫教育校では、計画的・継続的な教育課程や、中学校における特色ある学校設定科目により、思考力、判断力、表現力が豊かな生徒の育成が図られています。中高一貫教育校の特色を十分に生かし、6年間を見通した教育課程の一層の充実を図る必要があります。
- 魅力と活力ある学校づくりに向けて「滋賀県立高等学校再編計画」を策定しました。計画に基づく再編の実施に向け、着実に進めていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・ 確かな自己実現支援事業の実施（平成23年度～）
- ・ アクティブハイスクール支援事業の実施
- ・ 「滋賀県立高等学校再編計画」の策定（平成24年度）

(4) 情報活用能力の育成 <学校教育課、総合教育センター>

- 教育用コンピュータ等の整備や教育情報ネットワークの運用を適切に実施し、生徒の情報活用能力の育成に資する環境整備を行っています。また、教員に対しても情報機器や情報通信ネットワークについての研修を行い、ICTを利活用した授業の構築に努めています。
- 高等学校の教科「情報」では、情報機器の基本的な操作とともに、情報活用能力や情報モラルを育成しています。今後も、高等学校のみならず、児童生徒の情報活用能力の育成とと

もに、ネットワーク上のルールやマナー、メディアリテラシーの学習等を進め、情報社会で適正な活動を行うための基礎となる考え方や態度を育成していく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・教育情報ネットワークの更新（平成 24 年度）

(5) 国際教育の推進 <学校教育課>

- 高校生海外相互派遣事業では、コミュニケーション能力を高めるとともに、国を越えて互いに理解し合う態度の育成や、日本人としてのアイデンティティの確立につながっています。また、英語学習に対する自信やモチベーションの向上にもつながっています。
- 将来活躍できるグローバル人材を育成することを目的に、外国語能力強化地域形成事業を実施し、英語の使用機会を増やすことで、学習意欲の向上と生徒の英語力の向上を図りました。小中高の各校種で、小中高を通じた系統的な英語学習を意識した授業づくりが進んでいます。また、語学指導外国青年（ALT）招致事業を通じて、生徒の外国語能力が向上し、国際理解が深まっています。
- 小学校の外国語活動の効果的な実践を研究し、教材の効果的な活用方法や評価、指導体制の在り方を検討することで、小学校から中学校への外国語教育の滑らかな接続と外国語教育の充実を図ってきました。授業改善に力を注いだ結果として、児童の学習意欲や理解の向上につながっています。今後よりその取組を進め、小学校外国語活動と中学校英語科のカリキュラムを連携させ、具体的実践につなげていくとともに、推進校の取組を県内全域へ広く発信することも必要です。
- 今後、児童生徒が自己の確立を図り、広い視野をもって異文化を理解し、これを尊重する態度や、異なる文化をもった人々とともに生きていくための資質や能力、コミュニケーション能力の基礎を養う等、国際社会において主体的に行動するための基礎的な態度・能力の育成に努める必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・外国語活動スプレッド事業の実施（平成 22 年度）
- ・外国語教育プロモート事業の実施（平成 23 年度～平成 24 年度）
- ・語学指導外国青年（ALT）招致事業の実施
- ・外国語能力強化地域形成事業の実施（平成 24 年度・平成 25 年度）

(6) 外国人児童生徒への学習支援 <教職員課、学校教育課、総合教育センター>

- 外国人児童生徒が在籍する小・中学校および県立学校に対し、教員の加配または非常勤講師の派遣を行い、日本語指導や生活適応指導の充実を図っています。指導教員の語学能力の向上や、ポルトガル語等を理解できる教員を確保していく必要があります。
- 外国人児童生徒コミュニケーション支援事業により、外国人の子どもたちが母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校と家庭との信頼関係をさらに深めることができて

います。日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は特に高等学校において増加しており、母語支援の拡充が今後一層必要です。

- 帰国・外国人児童生徒受入促進事業により、指定地域における帰国・外国人児童生徒の公立小・中学校への円滑な受入が進んでいます。また、連絡協議会を通して、県および市町の実践や、国際理解教育の実践方策等についての共有が進み、外国人児童生徒教育に関わる教師の姿勢についても理解を図ることができています。
- 日本語指導が必要な児童生徒の中には、日本国籍の者がおり、外国人児童生徒の捉え方を見直す必要があります。また、高等学校進学を希望する外国人児童生徒に対するサポートについて、小中高が連携して考えていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・日本語指導のための加配教員の拡大
- ・ほっとサポート事業の実施（～平成 22 年度）
- ・外国人児童生徒ハートフル支援事業の実施（平成 23 年度～）
- ・外国人児童生徒コミュニケーション支援事業の実施（平成 24 年度）
- ・帰国・外国人児童生徒受入促進事業の実施（～平成 24 年度）
- ・公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業の実施（平成 25 年度～）
- ・外国人児童生徒教育支援事業の実施（平成 23 年度）
- ・外国人児童生徒すこやかサポート支援事業の実施（平成 25 年度）

(7) 特別支援教育の推進 <学校支援課、教職員課>

- これまでに、知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対応策のとりまとめを行いました。今後、当対応策に基づき、関係各機関等と調整しながら取組を進めていく必要があります。
- 通級指導教室については、従来の言語の通級指導教室（県下 23 校）に加えて、ADHD やLD等の発達障害のある児童生徒を対象とした新たな通級指導の研究を進めるため、小学校で 27 校、中学校で 5 校の計 32 校で通級指導教室を設置しています。今後も通級指導教室の設置について検討していく必要があります。
- 特別支援教育巡回チームの派遣や個別の指導計画作成等に向けた支援の実施により、教職員の指導力が向上しているほか、小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成学校数が年々増加しているなど、特別支援教育の総合的な推進を図っています。
- 今後は、小・中・高等学校の「特別な教育的支援を受ける必要がある児童生徒に対して作成した個別の指導計画」の割合、「特別な教育的支援を受ける必要がある児童生徒に対して作成した個別の教育支援計画」の割合を高めていく必要があります。
- 入院療養中の小・中学生に対する巡回訪問指導員の派遣や医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する看護師の配置・派遣などの学習支援を図っています。

- 就労開拓支援員や教育充実支援員の配置により、高等養護学校生徒の企業就職率が向上しています。しかし、特別支援学校全体においては就職率が低下しており、個々の生徒の希望と実態に応じ、職業的自立がすすめられるようキャリア教育の充実を図る必要があります。また、特別支援学校卒業生の職業的自立を実現するために、実習先や就労先になる企業や事業所を開拓し、併せて進路に関する情報を収集する必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対応策について」とりまとめ（平成 23 年度）、一部改正（平成 24 年度）
- ・学校生活サポーター（～平成 23 年度）、スクールアシスタント（平成 24 年度）を県立中・高等学校へ配置
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の「個別の指導計画」作成とその活用
の推進等のため、県立高等学校 10 校にアドバイザーを派遣（平成 23 年度～）
- ・特別支援教育巡回チームの学校への派遣（平成 21 年度～）
- ・病弱巡回訪問指導教員を病院へ派遣
- ・要医療的ケア児童生徒等学習支援事業による看護師派遣
- ・就労開拓支援員の設置（平成 23 年度）
- ・教育充実支援員の設置（平成 24 年度）

2 成果指標・事業目標の状況

指標・事業	当初実績 (～H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
				H21	H22	H23	H24	
1 少人数学級編制の実施	<小>1～3年および他の1学年 <中>1年 (H20)	<小>2, 3年および他の1学年 ※1年は、国により学級編制の標準が35人に引き下げられた <中>1年で少人数学級を継続実施	<小>1～3年および他の1学年 <中>1年で少人数学級を継続実施	A	A	A	A	教職員課
2 「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し策定した学力向上策をもとに、授業改善に取り組む学校数	全公立小・中学校で学力向上策を策定 (H20)	全公立小・中学校で授業改善の取組を実施	継続実施	A	A	A	A	学校教育課
3 障害のある子どもについて「個別の指導計画」を作成している割合	小96.1% 中97.0% 高14.3% (H20)	小100% 中100% 高77.6%	小100% 中100% 高50%	A	B	A	A	学校支援課
	「個別の教育支援計画」を作成している割合	小29.4% 中35.0% 高10.2% (H20)	小97.3% 中99.0% 高53.1%	小70% 中70% 高50%	A	A	A	A

3 環境の変化

- ・国による小学校1年生の35人学級編制の法制化（平成 23 年度）

- ・国による小学校2年生の35人学級編制のための加配配置（平成24年度）
- ・子ども・子育て関連3法の改正
- ・学習指導要領全面实施（小学校：平成23年度、中学校：平成24年度）
- ・幼稚園教育要領全面实施（平成21年度）
- ・高等学校新学習指導要領学年進行で実施（平成25年度）
- ・特別支援学校学習指導要領全面实施（小学部：平成23年度、中学部：平成24年度）、高等部知的障害全面实施・知的障害以外学年進行で実施（平成25年度）
- ・障害者基本法一部改正（平成23年度）
- ・障害者雇用率引き上げ＜民間企業 1.8%→2.0%、国・地方公共団体等 2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会 2.0%→2.2%＞（平成25年度）

1 子どもたちの「生きる力」を育む

2 「豊かな心」を育む

1 施策の展開と課題

(1) 規範意識など社会性の育成 <森林政策課、食のブランド推進課、教職員課、学校教育課、警察本部、びわ湖フローティングスクール>

- 「うみのこ」や「やまのこ」、「たんぼのこ」といった体験学習を通じて、人と自然の共生や規範意識、豊かな人間関係、思いやりと協力し合う心が育成されています。
- 不登校、中途退学等の学校不適応児童生徒の問題、いじめ、暴力行為等の課題解決のため、加配教員の配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクーリング・ケアサポーター、不登校対応支援および生徒指導緊急特別支援員を派遣・配置し、校内指導体制、教育相談体制の充実を目的とした様々な取組を実施しています。その結果、公立小・中学校の不登校在籍率は減少傾向にあるとともに、暴力行為もやや減少しており、生徒指導上の課題解決につながっています。
- 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の実施により、生徒達が命の大切さの認識や規範意識が向上しています。
- 公立小学校の不登校児童生徒在籍率は減少傾向にあるものの、全国値に比べ高位で推移していることから、学校における教育相談体制をさらに充実させる必要があります。
- いじめは子どもの命に関わる重大な問題であるという共通理解のもと、学校だけではなく家庭・地域、関係機関との連携を一層強化して取り組む必要があります。また、いじめの早期発見、早期対応のためにも、教員の感性と力量を高め、子どもたちのSOSを見逃さないようにする必要があります。加えて、教員個人での抱え込みを防ぎ、組織的な対応ができる校内体制を構築する必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・いじめ対応教員の新規配置（平成25年度）
- ・いじめ問題対応専門員の新規配置（平成25年度）
- ・滋賀県いじめから子どもを守るための対策本部の設置（平成24年度）
- ・滋賀県いじめ対策研究チーム会議の設置（平成24年度）
- ・「命の大切さを学ぶ教室」推進事業の実施（平成23年度～）

(2) 勤労観・職業意識を養い、社会での自立を目指す教育の推進 <総務課、労働雇用政策課、学校教育課>

- 中学2年生が5日間の職場体験を行う「中学生チャレンジウィーク」の実施によって、中学生が自分の生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な体験、機会を設けることができています。
- 普通科高校におけるキャリア教育を推進するため、外部講師の積極的な活用と就業体験を

実施し、着実に勤労観・職業意識を育成しています。また、専門学科においては、就業体験等により地域産業と連携した実践的な職業教育が進んでいます。高等学校におけるキャリア教育・職業教育により生徒の職業に関する理解を深めると同時に、小中高を通しての系統的なキャリア教育を実施することで、学校から社会・職業への移行をより円滑にしていく必要があります。

- 高等学校卒業予定者に対して、新規企業の求人開拓や面接指導等の就職支援を行うとともに、ヤングジョブセンターにおいて、求人情報の提供や相談に努めたことにより、若者の職業意識の形成と就職につながっています。厳しい雇用情勢が続くことが見込まれる中で、若年者に対するよりきめ細やかなサービスの実施や求人開拓等により、若年者の就業支援の充実を図る必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・公立中学校2年生における5日間以上の職場体験の実施
- ・普通科におけるキャリア教育推進事業の実施（平成23年度～）
- ・私立高校生就職支援業務委託の実施（平成21年度～平成24年度）
- ・「おうみ若者未来サポートセンター」の開設（平成23年度）

(3) 思いやりの心の育成 <学校教育課>

- 「心の学舎」推進プランにより、道徳の研修会や授業公開・講演会の取組が全県的に行われています。また、道徳教育の研究指定校の優れた実践や成果を研究発表会や研修会、啓発冊子で積極的に紹介し、県全体の道徳教育の取組向上につなげています。
- 小学校と中学校では、児童生徒の発達の段階に応じた道徳の授業づくりに取り組んでいますが、授業参観や研究会等を通しての小・中学校の教員の交流が少ないことや、道徳実践の場としての地域での体験活動等における小・中学校の連携は十分ではなく、今後の課題となっています。

◆計画期間の主な事業実績

- ・道徳教育総合支援事業の実施（平成23年度～）

(4) 人権教育の推進 <人権教育課>

- 「子ども輝き人権教育推進事業」等を通して、学校や関係機関等が連携しながら子どもの人権が大切にされる環境づくりに取り組むとともに、各種教職員研修、実践サポート講座や人権教育研究大会等の実施により、指導者の正しい理解と認識を深めています。
- 自分がかげがえのない存在であるという実感を持てなかったり、孤立感や絶望感を感じていたりする子どもたちが依然として多く、自尊感情を高めるための取組を強化する必要があります。
- 人権教育を一層推進するため、より具体的な方策や教材等を提示していく必要があります。
- 世代交代が進む学校現場では、これまでの人権教育の成果等を継承していくとともに、さ

らなる人権教育の推進を図るため、新たなリーダーの養成が必要となっています。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「人権教育推進プラン（改訂版）」策定（平成 23 年度）
- ・滋賀県人権教育研究推進事業運営協議会の設置（平成 23 年度）

(5) 男女共同参画の視点に立った教育の推進 <男女共同参画課、学校教育課>

- 男女共同参画社会づくり副読本を小学 5 年生、中学 2 年生、高校 2 年生の全児童・生徒に毎年度配布しています。
- 小学校用および中学校用副読本の改訂を行い、より使いやすく児童生徒に気づきを与えられる内容とするとともに、「副読本を活用したモデル授業」を各校種で開催し、教職員の指導力の向上を図っています。
- 性別役割分担意識の解消やデートDVの防止をテーマとした教職員向けの講座や中高大学への出前授業を通して、学校現場における男女共同参画意識の浸透を図っています。
- 副読本の活用率が 70%前後と伸び悩んでおり、特に中学校・高等学校においては、授業時間の確保が難しい状況にあります。
- 教職員が男女共同参画についての正しい考え方や知識を身につけるために、研修や啓発セミナーの充実を図るとともに、男女共同参画に関する学習情報の提供を通じて、より一層男女共同参画の視点に立った教育の推進に努める必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・副読本の改訂（小学校用：平成 21 年度、中学校用：平成 22 年度）
- ・副読本を活用したモデル授業の開催
- ・「これなら学べる！さんかく出前授業」の実施（平成 23 年度～）
- ・若年層向け啓発セミナーの実施（平成 24 年度～）

(6) 情報モラルの育成 <学校教育課、総合教育センター>

- 情報社会の進展により、携帯電話やパソコン等を通じたインターネットの利用が児童生徒に広がっていることを受け、教科等の特質や発達段階に応じて情報モラル教育を推進しています。また、対策検討会等を開催し、関係機関との情報交換を行うとともに、情報モラルの育成のあり方について検討しており、各種団体との連携による情報モラル教室を実施している学校も多くあります。
- 教職員を対象として情報安全教育（情報セキュリティ、情報モラル）についての研修を実施するとともに、各学校等からの要請に応じて出前研修を実施しています。
- 今後も、情報モラルについて考えさせるとともに、インターネット上の有害情報や、個人情報流出、知的財産の侵害等について、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、メディアリテラシー教育の充実に努める必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・教職員の情報化推進事業の実施

(7) 文化・芸術に親しむ心の育成 <文化振興課、モノづくり振興課、学校教育課>

- びわ湖ホールなどにおける青少年向け舞台芸術公演の開催、近代美術館、陶芸の森等における青少年向け文化・芸術体験プログラムの提供など、子どもたちが文化芸術を体験する機会を創出することができています。今後も、子どもたちが文化芸術に触れる取組を全県的に拡充していくための情報発信の強化、活動を支える人材の育成、プログラム内容の充実、関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 高校生芸術文化活動支援員を配置し、高校生の芸術文化活動を支援してきました。平成24年度からは、文化庁の「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」の支援を受け、新設部門の育成を進めています。高校生の文化部活動では、新たに文芸、郷土芸能、弁論、器楽・管弦楽の部門が発足し、平成25年度には吟詠剣詩舞部門を創設します。全国や近畿の高校生と交流し、感性を豊かにする機会が増えるよう芸術文化に親しむ活動の場を提供するよう努めています。
- 第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会（平成27年度）の開催に向け、より一層、高校文化部の活性化や生徒の技術力等の向上を図っていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・近畿高等学校総合文化祭滋賀大会の開催（平成23年度）
- ・高校生芸術文化活動支援員の配置（～平成23年度）
- ・地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ（平成24年度～）
- ・児童生徒芸術文化表彰の実施
- ・「滋賀県文化振興条例」の制定（平成21年度）
- ・「滋賀県文化振興基本方針」の策定（平成22年度）
- ・滋賀次世代文化芸術センターの設立（平成23年度）
- ・世界にひとつの宝物づくり事業の実施

2 成果指標・事業目標の状況

	指標・事業	当初実績 (～H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
					H21	H22	H23	H24	
4	中学生チャレンジ ウィーク～中学2年生 5日間職場体験～	全公立中学校で実 施 (H20)	98校中98校で実施	継続実施	B	A	A	A	学校教育課
5	ヤングジョブセンター 滋賀での若年者総合就 業支援事業	支援による就職者 1,181人 (H20)	1,839人	就業に結びつく支 援の継続	A	A	A	A	労働雇用 政策課
6	道徳の授業公開や講演 会等を実施する割合	<小>100% <中>100% (H20)	<小>100% <中>100%	全小・中学校で継 続実施	A	A	A	A	学校教育課
7	子ども輝き人権教育推 進事業	推進学区数 22中学校区 交流研修会 6ブロック 参加率97.2% (H20)	推進学区数 24中学校区 交流研修会 6ブロック 参加率99.7%	人権教育推進活動 の内容の充実・推 進学区から他の地 域への活動の広ま り	A	A	A	A	人権教育課

3 環境の変化

- ・第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会（平成27年度）の開催が決定

1 子どもたちの「生きる力」を育む

3 「健やかな体」を育む

1 施策の展開と課題

(1) 体力向上と健康の保持増進 <スポーツ健康課>

- 教科体育の充実、指導効果を高めるための指導者研修の開催等、教員の指導力を高めることで、子どもたちの生涯にわたって運動に親しむ能力の育成につながっています。
- 小学校を中心に「体力向上支援委員会」の立ち上げ、「1日30分運動」の継続的な取組の奨励、指導者向けの体力向上支援プログラム（DVD）の作成と各小学校での活用促進、全学年を対象にした体力テストの実施と認定証・記録証の配布等により、子どもの体力がわずかながら向上傾向にあるなど、これらの取組が着実に推進され、成果が徐々に現れてきています。これまでの取組をさらに充実させ、体力のレベル向上を目指して取り組む必要があります。
- 「運動好きの子どもたち」を増やすために、家庭における低学年からの様々な運動経験の促進や、中・高等学校においての運動部活動の推進等に努めていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「小学生1日30分運動」の継続
- ・体力向上支援プログラム（DVD）の作成と利用促進（平成21年度～）
- ・指導者研修会、保護者研修会の開催
- ・新体力テスト認定証・記録証の配布（平成23年度～）
- ・子どもを運動（遊び）好きにするための6つの取組の推進（平成23年度～）
- ・運動部活動を活性化するための中体連、高体連事業の充実
- ・地域の優れた外部指導者の活用促進（平成22年度）

(2) 健康教育の推進 <スポーツ健康課>

- 各小中学校において、学校保健アクションプラン（学校モデル）の策定とその活用を推進し、学校教育活動全体で組織的に健康教育に取り組む体制の構築を進めています。また、教職員の資質向上のための研修会の開催や手引き等の作成、地域保健との連携により、健康教育の充実が着実に図られてきています。
- 子どもの健康教育の推進を図るためには、学校だけではなく家庭、地域、関係機関との連携が不可欠であることから、今後も地域保健と連携した取組を一層展開していく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・学校保健アクションプラン（学校モデル）の策定（平成22年度）
- ・メンタルヘルスに関する教職員の資質の向上
演習、事例検討を取り入れた研修会の開催（平成23年度～）

学校への専門医派遣、精神科医相談の実施（～平成 23 年度）

- ・メンタルヘルスに関する課題解決のための組織体制の構築

市町等へのアドバイザーの派遣（平成 24 年度～）

- ・学校でのアレルギー疾患に対する取組の強化

【滋賀県版】学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）、活用のしおりの作成
（平成 24 年度）

- ・飲酒、喫煙、薬物乱用防止教育の推進
- ・薬物乱用防止教育推進の手引きの作成（平成 23 年度）
- ・薬物乱用防止教室指導者講習会の開催（～平成 24 年度）
- ・性に関する指導の充実

専門医派遣の実施（～平成 23 年度）

市町等へのアドバイザーの派遣（平成 24 年度～）

（3）食育の推進 <健康長寿課、食のブランド推進課、スポーツ健康課、びわ湖フローティングスクール>

- 栄養教諭の配置、食育推進モデル事業等の取組などにより、朝食摂食率が向上してきました。また、学校給食に地場産物を活用する割合が上昇し、生産者への感謝の気持ちが芽生えています。今後も学校給食への地場産物のさらなる利用拡大を図り、子どもたちの地域農業や食への愛着心を育む必要があります。
- 教職員対象の研修会を開催することにより、学校教育活動全体の中で体系的、継続的な食育推進が着実に推進されています。今後も食育推進体制の整備を充実させていく必要があります。
- 児童生徒に望ましい食習慣が身につくよう、家庭・地域の連携・協力のもと、効果的な食に関する指導を進めていく必要があります。
- 湖の子給食に琵琶湖産・滋賀県産の食材を数多く取り入れ、それを食べることを通して地産地消の食育学習を推進しています。今後さらに食育学習を推進するため、食に関する有識者で組織する、食育「湖の子」守り隊の活用を広げる必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・地場農産物が支える学校給食モデル事業の実施（平成 21 年度～24 年度）
- ・学校給食野菜供給拡大事業（平成 23 年度～）
- ・食に関する指導研修会、栄養教諭連絡協議会の開催（平成 21 年度～）
- ・湖っ子食育推進事業、湖っ子食育大賞表彰事業の実施（平成 21 年度～）

2 成果指標・事業目標の状況

	指標・事業	当初実績 (～H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
					H21	H22	H23	H24	
8	「全国体力・運動能力調査」の体力・運動能力値	—	97.8% (小5達成率)	全国平均値以上	N	B	N	A	スポーツ健康課
9	朝食摂食率 (朝食を毎日または大体食べる子どもの割合)	<小5>97.5% <中2>93.3% <高2>88.4% (H20)	【目標】 <小5>100% <中2>97.0% <高2>95.0% 【実績】 <小5>97.2% <中2>94.4% <高2>91.1%	100%	A	B	B	B	スポーツ健康課
10	学校給食において地場産物を使用する割合	21.9% (H20)	【目標】25% 【実績】25.4%	25%以上	A	A	A	A	スポーツ健康課

3 環境の変化

- ・新学習指導要領全面実施（小学校：平成23年度、中学校：平成24年度）
- ・高等学校新学習指導要領学年進行で実施（平成25年度）
- ・第2次食育推進基本計画の策定（平成23年度）

1 子どもたちの「生きる力」を育む

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

1 施策の展開と課題

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進 <交通政策課、学校教育課、文化財保護課、平和祈念館>

- 郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集を作成し、全ての小中学校で活用されています。
- 鉄道でびわ湖を一周する等、公共交通機関の重要性や滋賀の自然、地域文化を学習する機会を提供することで、地域に愛情をもち大切に守り育もうとする心を養うことにつながっています。今後はより効果的な学習ができるよう、取組事例を紹介するなど、活用を促進するための情報提供を図っていく必要があります。
- 史跡地内での歴史学習や清掃作業等のボランティア活動、修理現場や史跡地の見学会、文化財講座などを校内外で実施するなど、地域資源を活用した教育機会の活動を通して、子どもたちが多彩な地域文化に触れ、その価値や魅力を理解し、地域文化を大切に守り育む意識や態度の養成につながっています。
- 学校や地域とも連携を一層深め、地域の価値や魅力、先人の知恵に触れるなど学習の機会を増やしながらか、子どもたちの文化財等の地域における価値や魅力を守り伝え、郷土を愛し、大切にしたい思いを育んでいく必要があります。
- 滋賀県平和祈念館が開館し、学校・地域に応じた県民の戦争体験を教材化する学習プログラムの実施により、平和をねがう心の育成につながっています。今後は、校種に応じた学習プログラムの内容充実や学習情報および学習機会の提供に努める必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・中学生ボランティア文化財サポーター事業(平成 22 年度～)
- ・文化財に関する校内、校外学習のサポートの推進
- ・滋賀県平和祈念館の開館(平成 23 年度)
- ・「もっと知りたい 滋賀で学ぶ戦争の記録」の作成(平成 23 年度)
- ・「滋賀県平和祈念館 活用の手引き・実践事例集～今後の学校活用にむけて～」の作成(平成 24 年度)

(2) 自然体験活動と実践的な環境教育の推進 <文化振興課、森林政策課、食のブランド推進課、農村振興課、学校教育課、びわ湖フローティングスクール>

- 森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業、学習船「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業において、実践的な環境教育に取り組んでいます。豊かな体験活動につながるよう、学習プログラムのより一層の充実や開発、改善を行う必要があります。

- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や魚のゆりかご水田プロジェクトにおいて、体験に基づく子どもたちの環境学習の場が提供されています。

◆計画期間の主な事業実績

- ・森林環境学習「やまのこ」事業、たんぼのこ体験事業、びわ湖フローティングスクールの実施

(3) 環境保全意識の醸成 <環境政策課、温暖化対策課、食のブランド推進課、学校教育課>

- 小・中・高等学校における環境教育副読本を改訂し、各学校においては、理科、社会科、家庭科、びわ湖フローティングスクール学習等において活用されています。今後は、副読本を活用した授業実践例を紹介する等、各学校の取組内容の充実を働きかけていく必要があります。
- 全小学校や関係機関に環境に配慮して実践されている滋賀の農業を分かりやすく学べる学習教材を作成・配付し、活用を推進しています。今後も、様々な場面で広く活用し、次代を担う子どもたちの滋賀の農業理解を進める必要があります。
- 「環境美化の日」において、環境美化活動の実施や委員会活動を中心とした啓発活動などの実施により、環境保全の大切さを実感することができます。全校的な取組になるよう、参考となる取組事例を紹介する等、各学校の取組内容の充実を働きかけていく必要があります。
- 琵琶湖博物館では、年間 200 回以上の観察会や体験教室、講座等を開催するとともに、年間約 700 校の学校団体の受け入れと体験学習などを実施し、子どもたちが環境について学ぶ機会を提供しています。
- 学校や地域における「低炭素社会づくり授業・講座」の実施や、環境家計簿WEBサイト「みるエコおうみ」の提供により、地球温暖化問題についての理解や節電・省エネ行動の普及・促進が図られています。地球温暖化防止活動推進センターや学校・地域等と連携し、低炭素社会づくりに向けた環境学習の場づくりや内容の充実、環境学習のための人材育成を図っていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・環境教育副読本小学校用「あおいびわ湖」五訂版の作成（平成 21 年度）
- ・環境教育副読本中学校用「あおい琵琶湖」六訂版の作成（平成 22 年度）
- ・環境教育副読本高等学校用「琵琶湖と自然」六訂版の作成（平成 23 年度）
- ・滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の制定（平成 22 年度）
- ・滋賀県環境学習推進計画（第 2 次）の策定（平成 22 年度）
- ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画の策定（平成 23 年度）
- ・低炭素社会づくり学習支援事業の実施（平成 23 年度～）

(4) 環境学習の取組の支援 <環境政策課、学校教育課>

- 環境教育モデル校の取組とエコ・スクール事業との連携により、学校における環境学習が着実に推進されています。今後もエコ・スクール事業の更なる周知や、環境学習センター等が持つNPO等の情報を学校へ提供することにより、環境学習の取組拡大に努める必要があります。
- 環境学習センターでは、環境学習等に関する相談や図書資料の貸し出し、交流会等を実施し、環境学習の取組を支援しています。今後とも、各主体が実施する活動の取材等を通じて、NPO、地域団体、企業、各施設や関係機関等とのネットワークの維持拡大に努める必要があります。
- 持続可能な社会の実現に向けた環境教育の在り方について教員の認識を深め、環境教育に関する教員の資質向上を図っています。また、人と環境とのよりよい関係を築くために、児童生徒が探究的に取り組む学習プログラムを開発しています。
- 環境保全への実践力や、環境学習での学びを身近な社会・生活に生かしていこうとする態度の育成のために、環境教育の指導内容の一層の工夫改善を推進する必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・しが環境教育リーディング事業（平成24年度～）

2 成果指標・事業目標の状況

	指標・事業	当初実績 (～H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
					H21	H22	H23	H24	
11	郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集の活用	副読本や資料集を全小・中学校に配付(～H20)	小学校 100% 中学校 100%	継続実施	B	B	A	A	学校教育課
12	びわ湖フローティングスクール事業「湖の子」	全小学校で実施(H20)	全小学校で実施	継続実施	A	A	A	A	びわ湖フローティングスクール
13	森林環境学習「やまのこ」事業	小学校202校で実施(H20)	243校で実施	継続実施	B	A	A	A	森林政策課
14	環境教育の先進的取組を推進(環境教育モデル校)	小・中・高等学校30校をモデル校に指定(H20)	小・中・高等学校・特別支援学校36校をモデル校に指定	継続実施	A	A	A	A	学校教育課
15	「ごみゼロの日」、「びわ湖の日」、「県下一斉清掃の日」にあわせた環境学習や環境美化活動等の実施率	<小・中>98.2% <高>100% (H20)	<小・中>100% <高>100%	すべての学校で実施	B	A	A	A	学校教育課

3 環境の変化

- ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の施行（平成24年度）

1 子どもたちの「生きる力」を育む

5 信頼される学校をつくる

1 施策の展開と課題

(1) 地域に根ざした学校づくり <教育総務課、学校教育課、生涯学習課>

- 社会人の科目履修制度や聴講制度において、社会人等に対して特定の科目を学ぶ機会を提供するとともに、高等学校等開放講座を開設するなど、地域社会に開かれた学校づくりに努めています。
- 教育情報番組や教育情報誌、ホームページなどを通じて、県内の幼小中高、各教育関係機関の取組内容や教育情報を幅広く発信しています。
- 「しが学校支援センター」や学校支援地域本部事業により、保護者や地域住民・企業等が学校を支援する体制が構築され、学校を核にした地域づくりの取組が進められています。子どもたちを取り巻く様々な課題の解決や、教員の多忙化などの状況を改善するためには、学校支援地域本部事業などを更に推進する必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・社会人科目履修制度の実施（大津清陵高等学校（通信制）・瀬田高等学校）
- ・社会人聴講制度の実施（信楽高等学校）
- ・教育広報番組テレビ放送（年間3回）
- ・教育広報誌（年間6回）等の発行

(2) 学校運営の改善 <学校教育課>

- 学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、地域住民など外部から学校への理解や協力を得るとともに、学校の教育活動を主体的・積極的に展開し、学校運営の改善に取り組んでいます。今後も、第三者による学校評価について、研究を進めていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・全ての県立学校で学校評議員から意見を聞くための会議の開催
- ・全ての県立学校で自己評価、学校関係者評価を実施し、ホームページで公表

(3) 学校施設の整備 <教育総務課、学校教育課>

- 学校は子どもたちが多くの時間を過ごす「学習の場・生活の場」であり、耐震改修工事の実施や防犯カメラの設置などにより安全で安心な学校の環境整備を推進しています。今後も耐震化工事や老朽化した学校施設の改修を計画的に実施していく必要があります。
- 県立学校における実験実習、教科指導、特別活動指導等の円滑な実施のため、必要な機器等の整備が進んでいます。引き続き、必要な機器等の整備を進め、各校の教育活動の一層の充実に努める必要があります。
- 教育用コンピュータ等の整備や教育情報ネットワークの運用を適切に実施し、生徒の情報

活用能力の育成に資する環境整備を行っています。

- 教育情報ネットワークの次期更新時に、県の情報システムサーバと統合を図る必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・耐震改修工事の実施（7校で完了）
- ・特別支援学校の児童生徒増加への対応（3校で増築）
- ・学校施設改修工事の実施
- ・外部侵入者防止のためのフェンス補修や防犯カメラ設置増設への対応（14校で防犯カメラ新設）
- ・教育情報ネットワークの更新（平成24年度）

(4) 安全・安心な学校・地域づくり <防災危機管理局、県民活動生活課、交通政策課、スポーツ健康課、警察本部>

- 不審者被害の防止のため、県内 26,000 人以上のスクールガードによる見守り活動が行われるとともに、危機意識を高める研修会の実施により、緊急時の体制整備や危機管理マニュアルの充実が図られています。子どもの危険予測・回避能力の向上を図ため、子どもに係わる学校安全マップの作成校を増やす必要があります。
- 通学路点検を実施し、警察、道路管理者、学校関係者の連携のもと、危険箇所の改善が図られています。今後も定期的に通学路点検を実施し、交通事故防止を図る必要があります。
- 「学校防災の手引き」を参考に、各学校において学校防災マニュアルを作成し、地震災害発生時において児童生徒の安全が確保できるよう体制整備がなされています。また、防災の専門家によるアドバイスを受けたり、緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練を実施したりするなどして、防災教育の充実に努めています。
- 今後も、教職員の意識向上、防災に関する知識の習得、体制整備を行うとともに、学校防災マニュアルの見直しを随時行い、充実を図る必要があります。
- 小学校で実践的な防災・防犯学習を実施するため「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」を作成しました。防災教育のツールとして広く活用されるよう各学校での防災教育の推進体制の整備、研修等での活用を進めていく必要があります。
- 幼児交通安全指導者研修会や新入学（園）児の交通事故防止運動により、子どもの交通事故防止に対する社会全体の意識が向上し、その結果、子ども（小学生以下）の交通事故は減少しています。
- 子ども見守り活動に携わるボランティアに対して研修会を実施するとともに、複数のボランティア団体・学校等と連携を図り、地域全体で子どもを見守る体制を構築しています。また、ボランティアによる子どもに対する被害防止教室を実施し、子どもの危機予測・回避能力の育成を進めています。今後、ボランティアが自立して活動できるよう、活動に必要な犯罪情報等をタイムリーに提供し、またその情報をボランティアにスムーズに伝達するためのネットワークづくりが必要です。

◆計画期間の主な事業実績

- ・小学校教員向けの学習支援マニュアル「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の作成（平成 23 年度）
- ・防災教育取組校（小学校）の支援の実施（平成 24 年度）
- ・地域ぐるみの学校安全体制の整備事業の実施
 - スクールガードによる見守り活動の実施
 - スクールガード・リーダーによる巡回指導の実施
- ・学校安全教室指導者講習会の実施
- ・学校安全マップの作成
- ・子ども・女性・高齢者等を守る犯罪多発警報等の発令要領の作成（平成 23 年度）
- ・警察、道路管理者、学校関係者の 3 者による通学路点検の実施
- ・学校防災の手引きの作成・配布
- ・実践的防災教育総合支援事業の実施

(5) 修学の経済的支援 <総務課、学校教育課>

- 高等学校向け奨学資金や定時制通信制修学奨励金の貸し付けを実施し、経済的理由により高等学校等への進学が困難な生徒へ支援を行っていますが、近年の経済・雇用情勢のもと、これまでの貸与型の経済支援制度が卒業後の若年者層の経済的負担となることが心配されます。
- 私立高等学校については、高等学校等就学支援金の導入により、保護負担軽減補助事業と併せて、授業料負担軽減を図っています。経済状況の悪化等による補助対象者の増加に対応した見直しが必要となっています。

◆計画期間の主な事業実績

- ・高等学校奨学資金等の貸付
- ・滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金設置（平成 21 年度）
- ・私立高等学校生の授業料無償化の範囲を市町民税所得割非課税世帯まで拡大（平成 22 年度）
- ・被災者就学支援補助金の創設（平成 23 年度）

(6) 私学教育の振興 <総務課>

- 私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図っています。
- 体験学習の推進やスクールカウンセラーの設置、預かり保育等の学校活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校（園）の取組の促進を図っていますが、時代の変化に即して助成内容の見直しを検討する必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・私立学校振興補助金等の交付

2 成果指標・事業目標の状況

	指標・事業	当初実績 (～H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
					H21	H22	H23	H24	
16	学校支援ディレクターがコーディネートした学校数	27校 (H20)	93校	50校	A	A	A	A	生涯学習課
17	学校評議員制度	全県立学校で実施 (H20)	全県立学校で実施	継続実施	A	A	A	A	学校教育課
18	学校評価の実施	全県立学校で実施 (H20)	全県立学校で実施	継続実施	A	A	A	A	学校教育課
19	県立学校施設の耐震化率	65.4% (H20)	77.2%	(H29 100%)	A	A	A	A	教育総務課
20	スクールガード(学校安全ボランティア)の登録者数	26,954人 (H20)	26,591人	26,000人体制を維持し活動を充実	B	A	A	A	スポーツ健康課

3 環境の変化

- ・学校評価ガイドライン(文部科学省)の改訂(平成22年度)
- ・平成24年に京都府亀岡市で、通学中の児童らの列に車が突っ込み10名の死傷者を出す交通事故が発生。全国的に、通学路の交通安全対策の課題が浮上。
- ・高等学校の授業料無償化(平成22年度)

1 子どもたちの「生きる力」を育む

6 教育力を高める

1 施策の展開と課題

(1) 教員の実践力の向上 <教育総務課、教職員課、学校教育課、人権教育課、総合教育センター>

- 新学習指導要領で求められている教員の授業力、学級経営能力等の向上や、理科・情報・特別支援教育等、専門職としての指導力向上を図る研修を実施するとともに、大学院や企業などへの派遣研修を実施し、教職員の資質・能力の向上や自己研鑽への意欲を高めています。
- 理科支援員の配置により、教員の指導力が向上するとともに、安全性の高い観察・実験や児童の多様な考えを取り入れた授業ができるようになっていきます。
- 人権教育に関する教職員研修や講座、人権教育研究大会等の実施により、指導者の人権に対する正しい理解と認識を深めています。
- 今後とも、教員に求められている研修を的確に把握し、授業力向上に一層効果的な研修を実施し、教員の資質向上と思考力や表現力の向上を図っていく必要があります。
- 教職員による体罰やハラスメント等の不祥事によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員のコンプライアンス意識を向上させていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・指導力向上プログラムの実施
- ・マネジメント研修として主幹教諭研修を実施（平成 21 年度）
- ・マネジメント研修（新校長、新教頭）に e-Learning 研修を追加実施（平成 23 年度）
- ・教員研修体系のうち初任～3 年までの若手教員研修の改善を検討
- ・理科支援員の配置（～平成 24 年度）
- ・明日の教育のための支援事業の実施（平成 24 年度～）
- ・体罰防止対策マニュアルの策定（平成 24 年度）

(2) 優秀な人材の確保 <教職員課>

- 教員を志望する大学生等を対象に、実践的な指導力や使命感を培う「滋賀の教師塾」を実施しているほか、他府県にある大学での採用説明会や多様な採用選考方法を実施するなど、滋賀の教育力向上の礎となる優秀な人材の確保に努めています。
- 今後教員の大量退職の時期を迎えることで、教育力の低下が危惧されることから、滋賀の将来を担う人材を確保するため、「滋賀の教師塾」の講座の充実や、高校教員を目指す大学生等を対象としたコースの新設などに取り組む必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「滋賀の教師塾」の入塾者定員の拡大（平成 21 年度～23 年度）

(3) 教職員の適正な配置 <教職員課>

- 教職員の都市間交流など、広域的な人事交流を促進しています。また、法改正により教職員の人事における地方分権化が促進されていることから、今後、市町への人事権移譲について研究を行う必要があります。
- 副校長や主幹教諭の職を配置したことにより、学校のマネジメント機能の強化、管理職や他の教員の負担軽減、児童生徒と向き合う時間の拡充等につながっています。今後は、校長から副校長への、教頭から主幹教諭への職務権限の移譲とこれらの職に適した人材の育成が必要です。

◆計画期間の主な事業実績

- ・ 県立学校に副校長を配置（平成 21 年度～）
- ・ 小・中・県立学校に主幹教諭を配置

(4) 人事評価制度の導入 <教職員課>

- 評価者研修会、評価システム研修会等の実施により管理職の制度理解が進み、教職員の意欲喚起が図れています。今後は、教職員への評価結果の開示とともに、その評価に対する意見等に対応していくためのシステムの構築等が必要です。

◆計画期間の主な事業実績

- ・ 管理職対象に、評価結果を開示（平成 22 年度～）
- ・ 人事評価と勤務評定の報告様式を一本化（平成 23 年度～）
- ・ 人事評価に関する規則制定（平成 24 年度）

(5) 組織・チームの教育力の向上 <学校教育課、スポーツ健康課、生涯学習課、総合教育センター>

- スクールガードによる見守り活動や「しが学校支援センター」、学校支援地域本部事業により、保護者や地域住民・企業等が学校を支援する体制が構築されています。（再掲）
- 子どもたちを取り巻く様々な課題の解決や、教員の多忙化などの状況を改善するためには、学校支援地域本部事業などを更に推進する必要があります。
- 不登校、中途退学等の学校不適応児童生徒の問題、いじめ、暴力行為等の課題解決のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクーリング・ケアサポーター、生徒指導緊急特別対応指導員を派遣・配置し、校内指導体制、教育相談体制の充実を目的とした様々な取組を実施しています。
- いじめは子どもの命に関わる重大な問題であるという共通理解のもと、学校だけではなく家庭・地域、関係機関との連携を強化して取り組む必要があります。また、教員の抱え込みを防ぎ組織的な対応ができる校内体制を構築する必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・生徒指導緊急特別対応事業の実施
- ・しが学校支援センター推進事業の実施
- ・学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業の実施

(6) 教職員の健康管理 <教職員課>

- 定期健康診断等の的確な実施と受診勧奨に努めるとともに、受診結果に基づく事後措置や保健指導を実施し、教職員の健康管理に努めています。また、メンタルヘルス対策については、教育啓発や相談事業の実施、復職への支援等に総合的、体系的に取り組んでいますが、病気休職者の約6割は精神疾患が原因となっていることから、取組をさらに充実させる必要があります。
- 時間外労働の縮減に向けた取組を引き続き進める必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・長時間労働対策の実施
- ・メンタルヘルス対策の推進
- ・教員の超過勤務縮減に向けた取組事項の策定

2 成果指標・事業目標の状況

	指標・事業	当初実績 (~H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
					H21	H22	H23	H24	
21	総合教育センターの研修講座に対する受講者の満足度（全研修講座5点満点の平均）	4.56 (H20)	4.58	より高い点数を目指す	A	A	A	A	総合教育センター
22	「滋賀の教師塾」卒業者数	124人 (H20)	163人	200人	A	B	A	B	教職員課

3 環境の変化

- 教職員の人事における地方分権化の促進（学級編制の届け出、市町費負担教職員の配置）

2 社会全体で子どもの育ちを支える

1 施策の展開と課題

(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり <子ども・青少年局>

- 子育て支援環境緊急整備事業や放課後児童クラブ施設整備等により、県内の保育所や放課後児童クラブが大幅に増加しています。
- 家庭的保育推進事業等により、県内の家庭的保育事業の普及が図られています。また、ほっと安心子育て支援事業等により、一時預かり事業の普及が図られ、利用者も大幅に増加しています。
- 今般成立した子ども・子育て関連三法により、今以上に子育て支援における市町の役割が大きくなることから、平成27年4月に予定されている同法の本格施行に向け、市町の特徴にあった子育て支援施策が図られるよう、市町と連携し、法に基づく計画策定等に取り組む必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「淡海（おうみ）子ども・若者プラン」の策定（平成21年度）
- ・保育人材バンクの開設（保育人材確保構築事業）（平成21年度～）
- ・滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の制定（平成24年度）

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり <子ども・青少年局、警察本部>

- 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家族再統合や子どもの自立までの切れ目ない支援が、市町・関係機関および県民との連携により推進されていますが、児童虐待の相談件数は毎年増加しており、支援と連携の更なる推進が必要です。
- 青少年の非行防止、健全育成に向けた環境浄化活動、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援については、関係機関の連携により推進されていますが、非行の低年齢化、立ち直り支援の長期化の傾向に対応し、関係機関の連携による取組を更に強める必要があります。
- ヤングボランティア・外国人ボランティアをはじめ、各種防犯ボランティアに対する物的支援や研修会を実施し、ボランティアが活動しやすい環境をつくることにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに努めています。ボランティアを側面的に支援し、自立して活動することができるよう育成をすすめるとともに、防犯情報等の必要な情報がボランティア等にスムーズに伝達できるよう充実したネットワークを構築していく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「淡海（おうみ）子ども・若者プラン」策定（平成21年度）
- ・「滋賀県児童虐待防止計画」の全面改定（平成21年度）
- ・全市町で要保護児童対策地域協議会が設置（平成22年度）

- ・有害図書等の自動販売機無設置を実現(平成 22 年度)
- ・子ども・女性・高齢者等を守る犯罪多発警報等の発令要領の策定(平成 23 年度)

(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり <子ども・青少年局、教育総務課、生涯学習課>

- 家庭教育活性化推進事業や企業内家庭教育促進事業、家庭教育支援活動などの取組により、身近な地域や職場等における家庭教育支援の環境づくりを進めていますが、これらの取組を引き続き推進する必要があります。
- 県民の滋賀の教育に対する関心を高めるため、「滋賀 教育の日」を中心に啓発事業等を実施していますが、教育の日そのものが県民の十分な認識に至っていない状況が見られることから、一層の周知が必要です。
- 淡海子育て応援団事業や「子育て三方よしコミュニティ」推進事業等により、地域・団体・企業といった様々な主体による子育て支援の取組が進められています。
- 今般成立した子ども・子育て関連三法により、今以上に子育て支援における市町の役割が大きくなることから、今後、平成 27 年 4 月に予定されている同法の本格施行に向け、市町の特徴にあった子育て支援施策が図られるよう、各市町における地域・団体・企業の子育て支援の普及について、市町と連携して取り組む必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「淡海(おうみ)子ども・若者プラン」策定(平成 21 年度)
- ・家庭教育活性化推進事業の実施
- ・企業内家庭教育促進事業の実施
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の推進

(4) 子どもの読書活動の推進 <生涯学習課>

- 「先生のための子ども読書学習講座」、「子ども読書ボランティア・ステップアップ講座」、「学校・図書館・ボランティアを結ぶ実践発表会」等の取組により、小・中・高校の読書率が向上していますが、学年が上がるにつれて読書率が低下する傾向があるため、高校生等の読書率向上に向けた施策に取り組む必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「滋賀県子ども読書活動推進計画(第2次計画)の策定(平成 21 年度)
- ・子ども読書学習講座の実施

(5) 子どもの体験活動の推進 <子ども・青少年局、生涯学習課>

- 自然体験活動指導者養成研修会を開催し、体験活動の指導者養成を行っています。体験活動の充実に向け、さらに指導者のスキルアップを図ることが必要です。

- 地域における体験活動の場として、通学合宿の取組が広がっています。通学合宿の取組をさらに推進し、子どもたちの体験活動の機会と場の充実を図ることが必要です。
- しがこども体験学校推進事業により、子どもたちが、学校以外で様々な体験ができる環境整備が一定図られています。今後も夏休み以外の時期においてもより一層、子どもたちが、様々な体験ができるよう、事業の拡大を図っていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・自然体験活動指導者養成事業の実施
- ・「淡海（おうみ）子ども・若者プラン」策定（平成 21 年度）

2 成果指標・事業目標の状況

	指標・事業	当初実績 (~H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
					H21	H22	H23	H24	
23	家庭教育協力企業協定の締結企業数(企業内家庭教育促進事業)	747社 (H20)	1,249事業所	1,200社	A	A	A	A	生涯学習課
24	通学合宿開催数	45箇所 (H20)	53箇所	50箇所	B	A	A	A	生涯学習課

3 環境の変化

- ・子ども・子育て関連三法の制定（平成 24 年度）
- ・新学習指導要領全面实施（小学校：平成 23 年度、中学校：平成 24 年度）

3 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

1 施策の展開と課題

(1) 学習環境の整備と活動支援 <学校教育課、生涯学習課>

- 生涯学習の総合的な窓口である「しが生涯学習スクエア」や学習情報提供システム「におねっと」などによる学習情報の提供、淡海生涯カレッジや高等学校等開放講座の実施、高等学校における科目履修制度や聴講制度などによる学習機会の提供により、県民の生涯学習の支援が図られています。
- 今後も、「におねっと」の内容充実や周知を図り、県民の学習ニーズに対応した学習情報および学習機会の提供にさらに努める必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」の策定（平成22年度）
- ・「しが☆まなび☆発見！」の開催（平成24年度）
- ・「しが生涯学習スクエア」の運営
- ・学習情報提供システム「におねっと」の整備充実

(2) 社会の課題についての県民意識の醸成 <生涯学習課、関係各課（男女共同参画課、健康福祉政策課、消費生活センター、平和祈念館、県警本部ほか）>

- 環境、人権、男女共同参画、多文化共生、平和、福祉などの社会の課題や消費者教育や防災・防犯などについて、各種講座や研究大会の開催による学習機会の提供、学習教材の貸し出しによる学習の支援、指導者の育成、キャンペーンの実施等を通じて、県民意識の醸成を図っています。
- 県内の自治会や公民館、PTAや企業等からの要請に応じて県職員が出向き、職員の専門的知識を生かした講座を実施することにより、より身近な地域での講座開催を支援し、生涯学習の推進を図っています。今後は、県機関のメニューに加えて、企業や団体がもつ専門的知識を生かした講座を拡充していく必要があります。
- 消費者教育については、高齢者や未成年者をねらう悪質な手口が増加しており、引き続き学習機会の提供や支援を行っていく必要があります。また特に若者のトラブルについては、徐々に低年齢化の傾向があるため、消費者教育の推進に関する法律の施行を受け、学校との連携の強化が求められます。
- 高齢者の参加型交通安全教室の開催、学生ボランティアによる高齢者訪問活動、高齢者等に優しい交通環境を目指す「思いやりゾーン」の設定などにより、高齢者による交通事故や交通死亡事故が減少するなど、県民のより良い生活のための情報提供として効果が見られます。今後も、交通安全教育内容の工夫や、県民への周知徹底に努めていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」の策定（平成 22 年度）
- ・地域で学ぼう「出前講座」の実施（平成 24 年度～）
- ・滋賀県平和祈念館の開館（平成 23 年度）
- ・ふれあいチームによる交通安全教育の実施（平成 23 年度～）
- ・交通安全教育車「近江ふれあい号」の出動回数の増加（おしかけふれあい号事業の開始）（平成 24 年度～）
- ・交通安全教育コンクールの開催（平成 22 年度～）
- ・思いやりゾーンを県下 12 箇所に設定。ヒヤリハットマップの作成や危険箇所の点検活動等を実施（平成 23 年度～）
- ・交通死亡事故多発時等の緊急メッセージ事業の実施（平成 24 年度～）

（3）地域共生の仕組みづくり < 県民活動生活課、障害福祉課 >

- 多様な主体が連携して課題解決に取り組めるよう、意見交換の場を設けるとともに、企業人に対し、市民活動への参加のきっかけを提供しています。
- 淡海ネットワークセンターにおける相談事業や助成事業を通じ、市民活動団体の基盤づくりに一定貢献するとともに、モデル的NPOの創出が見られます。
- 企業・事業所に対しては、滋賀労働局と連携しながら、障害への理解や雇用の促進、就業上の配慮を進めるため、障害者雇用優良事業所等の表彰や就職面接会の実施、各種助成金制度など事業者が活用できる諸制度の積極的な周知などを進めました。
- NPO法、寄付税制の改正など制度面での改善が行われ、市民活動の役割、重要性がますます深まっています。これらの環境変化やNPOの抱えている諸問題に対応しつつ、NPO等の活動基盤の強化に努めていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・協働ふらっとカフェの開催
- ・「企業人を地域活動に誘おう」協働プロジェクトの実施

（4）健康づくりと生涯スポーツの振興 < 健康長寿課、スポーツ健康課 >

- 「健康いきいき 21 - 健康しが推進プランナー」に基づき、「一次予防」の観点を重視した県民の健康づくりの推進に取り組んできました。平成 24 年度に当計画を「第二次健康いきいき 21 - 健康しが推進プランナー」として改定し、当該計画に基づき、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、生活習慣病予防及び重症化予防を推進するとともに、健康を支え、守るための社会環境の改善をすすめていく必要があります。
- 県の成人のスポーツ実施率（週に 1 回以上運動を行う人の割合）は、平成 18 年度（2006 年度）の 39.8%から平成 23 年度（2011 年度）の 42.2%へと上昇してきていますが、まだ全国平均値（45.3% 平成 23 年度）を下回っていることから、各地域で身近に体を動かせるスポーツ環境として、総合型地域スポーツクラブの設立とクラブの自立に向けた取組を引き続き行う必要があります。

- 平成 24 年度に策定した「滋賀県スポーツ推進計画」に基づき、幼児期のスポーツ環境の充実、スポーツ指導者の育成、企業・大学と市町やスポーツ関係団体との連携・協働を推進する必要があります。
- 第 79 回国民体育大会（平成 36 年度）の招致に向け、より一層、県民の運動への意識の活性化や生徒の体力等の向上を図っていく必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・「健康いきいき 21－健康しが推進プラン」の改定（平成 24 年度）
- ・「滋賀県スポーツ推進計画」の策定（平成 24 年度）
- ・「国体検討懇話会」の報告（平成 24 年度）

- (5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実<文化振興課、モノづくり振興課、文化財保護課>
- 県立陶芸の森による創作体験プログラムの提供、びわ湖ホールの自主事業公演の実施などにより、県民が多彩な文化に触れる機会が提供されています。
 - 建造物や美術工芸品等の文化財の修理現場の公開や説明会等の実施、映像記録の制作、県外での美術工芸品等の展覧会の開催を通じて、県内外に滋賀の仏教美術等の魅力を広く発信しています。
 - 「近江水の宝」として 64 の歴史遺産の選定や里山の整備、遺跡を生かした講座・探訪事業の実施など、地域の歴史や文化に親しむ機会を提供しています。
 - 未指定文化財の調査を進め、県内の文化財の現状をより詳しく把握し調査報告書を刊行することで、身近な文化財について県民に周知しています。
 - 滋賀の文化財は県内に広く分布し、地域の人々の暮らしや風土、信仰と結びつき守られてきましたが、一方で、地域の人々だけでは守りきれない厳しい状況にあります。文化財が、地域で大切に守り伝えられてきたいわば「近江の文化財風土」を大切にし、地域の人々とともに、文化財を守り引き継ぐしくみを確かなものにする必要があります。
 - 多様な手法を用いて歴史文化遺産を教育・学習分野で活用し、広く県民に学んでいただくとともに、県民自らも担い手となって、文化財の価値や魅力を、守り、伝えてもらう必要があります。
 - 仏教美術等の魅力を県内外で広く発信するとともに、既存博物館での特色ある事業の展開を充実させ、県民の歴史や文化に親しむ機会の充実を図る必要があります。
 - 休館中の琵琶湖文化館の機能を継承するため、専門的な知識と経験に基づき、代替施設の整備について具体化を図る必要があります。

◆計画期間の主な事業実績

- ・滋賀県文化振興条例の制定（平成 21 年度）
- ・滋賀県文化振興基本方針の策定（平成 22 年度）
- ・「近江水の宝」の選定（平成 22 年度）
- ・近江の仏教美術等魅力発信・再生支援事業の実施（平成 23 年度～）

- ・近江水と大地の遺産魅力発信事業の実施（平成 23・24 年度）
- ・里山と文化財が織り成す地域資産事業の実施（平成 23 年度～）
- ・近江の神と仏の「美」発信展覧会事業の実施（平成 24 年度～）
- ・滋賀県所在梵音具資料調査の実施（平成 21 年度～平成 24 年度）
- ・滋賀県民俗行事まるごと調査の実施（平成 22 年度～平成 24 年度）
- ・滋賀県文化財保存基金の設置（平成 25 年度）

2 成果指標・事業目標の状況

	指標・事業	当初実績 (～H20)	H24実績	H25目標	評価区分				所管
					H21	H22	H23	H24	
25	県民 1 人が年間に借り ている図書冊数	9.4冊 (H20)	9.1冊	11冊	A	B	B	B	図書館
26	滋賀県学習情報提供シ ステム「におねっと」 へのアクセス件数	356万件 (H20)	2,922,883件	295万件 (500万件:当初目 標値)	N	A	A	A	生涯学習課
27	総合型地域スポーツク ラブの活動の充実	11市 5 町に42クラ ブ設立 (H20)	12市4町に49クラ ブ設立	運営や活動内容の 充実・健全な自立	A	B	B	B	スポーツ健康課
28	スポーツを行っている 県民の割合（週 1 回以 上のスポーツ実施率）	45.2% (H20)	45.8%	50%以上	B	B	B	B	スポーツ健康課

3 環境の変化

- ・ NPO法の改正（平成 24 年度）
- ・ 消費者教育推進法の施行（平成 24 年度）
- ・ 「スポーツ基本法」の施行、「スポーツ基本計画」の策定（平成 23 年度）
- ・ 文化庁「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の施行（平成 23 年度）
- ・ 障害者基本法一部改正（平成 23 年度）
- ・ 障害者雇用率引き上げ＜民間企業 1.8%→2.0%、国・地方公共団体等 2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会 2.0%→2.2%＞（平成 25 年度）